国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について（書面協議）

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解（3/9時点） （対応欄 A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む。）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：指定自治体が検討）				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答（3/22時点） （a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他）		内閣府整理（コメント欄）（4/3時点）	内閣府整理 Ⅰ～Ⅳ Ⅰ：実現が可能となったもの Ⅱ：実現に向けた条件、代替案等の検討を継続して行うもの Ⅲ：実現不可能なため、各省に対して深堀の検討を依頼するもの Ⅳ：指定自治体で代替案を含む提案内容の再検討を行うもの
					担当省庁 担当課	根拠法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
95	札幌コンテンツ特区	地域新成長産業創出促進事業	成長産業における先駆的事業、事業のノウハウ移転、先駆的事例の全国的な情報共有	撮影等許認可窓口一元化（有償ガイド制導入）等による映像制作支援体制の強化など、地域組織強化事業を対象事業とする。	経済産業省地域技術課		A	平成24年度については、平成24年度における事業テーマに該当しないため、当初予算の範囲内では、自治体の提案どおりには実施できないが、平成25年度以降の概算要求等として引き続き検討する。	b	要望している事業内容についてはご理解をいただけたとの見解であるため、24年度中の実施について引き続きご検討をいただきたい。	平成24年度から事業開始できるよう協議の継続が必要である。	Ⅱ
96	札幌コンテンツ特区	Visit Japan事業	訪日旅行の動機付けとなり得る情報の集中的な海外発信等の外国人旅行者の誘客促進等	観光プロモーション映像の配信のため、映像素材のデータベース活用を対象事業とする。	観光庁国際交流推進課	－	B,C	ビジットジャパン事業は、訪日旅行者の拡大を目的として、海外で実施する広告宣伝などのプロモーション事業であり、地域の映像コンテンツをビジットジャパン事業のプロモーションで活用することは可能であるが、システム開発等のデータベース化を行うことは不可能である。一方で、地域の放送局等の映像コンテンツのデータベース化を行うのは、地域コンテンツの有効活用による振興が目的であり、経済産業省等によるコンテンツ振興施策を検討されたい。	c	「札幌コンテンツ特区」では、映像を観た人が世界各地から訪れ観光をはじめとした多様な産業に波及する循環を創出することを目標に掲げており、訪日外国人の来道者数を平成21年度の50万人から27年度115万人へと増加させることとしている。 　このためには、札幌の観光地としての魅力をプロモーションする映像を海外に積極的に配信していくことが効果的であり、地域の映像制作事業者等が保有する映像素材をデータベース化し、その映像素材を活用する取組を本事業の対象とすることを提案している。 　これについては平成25年度以降の実施内容の変更も含めて引き続きご相談させていただきたい。	札幌市は、国土交通省の見解を踏まえ、平成25年度以降に必要な事業を実施するために、ビジットジャパン事業の対象となりうるように事業内容の見直し又は他省の支援事業の利用の検討を行う必要がある。	Ⅱ
97	札幌コンテンツ特区	コンテンツ産業強化対策支援事業	我が国コンテンツ産業の海外展開のため、国際見本市の開催や官民対話による共同製作の推進等を実施	コンテンツ流通促進のため、札幌国際短編映画祭における見本市機能を強化するとともに、海外に対してロケ地誘致を実施する。	経済産業省文化情報関連産業課	なし	A	平成24年度予算の執行計画はすでに決定し、各公募等手続き準備が進められているため、当初予算の範囲内での対応は難しいが、平成25年度以降は概算要求等に向けて引き続き検討する。	b	要望している事業内容についてはご理解をいただけたとの見解であるため、24年度中の実施について引き続きご検討をいただきたい。	平成24年度から事業開始できるよう協議の継続が必要である。	Ⅱ

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について（再書面協議）

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容（1）	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】（7/31時点） （対応欄　A:概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む。）、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討）		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答（7/31時点） （対応　a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他）		内閣府再整理（コメント欄）（7/31時点）	内閣府再整理 Ⅰ～Ⅴ Ⅰ:実現が可能となったもの Ⅱ:平成25年度概算要求等の検討がなされるもの Ⅳ:見解の相違から協議を一旦終了するもの Ⅴ:自治体が再検討又は取り下げるもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
95	札幌コンテンツ特区	地域新成長産業創出促進事業	成長産業における先駆的事業、事業のノウハウ移転、先駆的事例の全国的な情報共有	撮影等許認可窓ロ一元化（有償ガイド制導入）等による映像制作支援体制の強化など、地域組織強化事業を対象事業とする。	C	より効率的・効果的に特区事業を実施するため、事業内容を整理番号97のコンテンツ産業強化対策支援事業に統合し、整理番号97にて対応することとしたため、本事業では対応しない。	a	整理番号97のコンテンツ産業強化対策支援事業に統合し、より効率的・効果的に特区事業を実施してまいりたい。	経済産業省から、より効率的・効果的に特区事業を実施するため、本事業については整理番号97のコンテンツ産業強化対策支援事業に統合することの見解が示され、これについて札幌市が了解していることから協議終了。本件については整理番号97のコンテンツ産業強化対策支援事業の中で協議するものとする。	Ⅴ
96	札幌コンテンツ特区	Visit Japan事業	訪日旅行の動機付けとなり得る情報の集中的な海外発信等の外国人旅行者の誘客促進等	観光プロモーション映像の配信のため、映像素材のデータベース活用を対象事業とする。	B	【データベース構築について】 ビジットジャパン事業は、システム開発等のデータベース化を行うことは不可能であることから、経済産業省等の他省庁の施策の活用を検討されたい。 【コンテンツの活用について】 あらためて相談を受ける際には、ビジットジャパン事業において実施可能な範囲内で協力したい。	a	映像データベースのシステム構築、映像素材の収集は札幌市において行い、当該素材を活用した観光プロモーション事業としてVisit Japan事業を活用させていただきたいと考えております。 別途提案しているVisit Japan事業につきましては、今秋までに事業内容を検討いたしまして貴省及び北海道運輸局にご相談させていただきたくお願いいたします。	本要望については、札幌市が事業内容を再度検討することとしたため一旦協議終了。 本要望と別途提案している事項については、札幌市において来春の協議に向け、引き続き事業内容の検討を行うこととする。	Ⅴ
97	札幌コンテンツ特区	コンテンツ産業強化対策支援事業	我が国コンテンツ産業の海外展開のため、国際見本市の開催や官民対話による共同製作の推進等を実施	コンテンツ流通促進のため、札幌国際短編映画祭における見本市機能を強化するとともに、海外に対してロケ地誘致を実施する。	A	平成24年度予算の執行計画はすでに決定し当初予算の範囲内での対応は難しいが、調整費による対応を検討中。平成25年度以降については概算要求等に向けて引き続き検討を行う。	a	整理番号95の地域新成長産業創出促進事業を統合した形で調整費による対応を検討いただきたい。平成25年度以降については概算要求等に向けた検討を引き続きお願いしたい。なお、平成24年度事業については、事業効果が出せるよう、十分な事業期間確保に向けたご協力をお願いしたい。	経済産業省から、平成25年度以降については概算要求に向けて検討する旨の見解が示され、これについて指定自治体が了解しているため一旦協議終了。経済産業省は、概算要求等に向け、指定自治体と適宜情報交換等を行い対応すること。	Ⅱ